

再処理施設に係る廃止措置計画の変更認可申請について（概要）

再処理施設の廃止措置計画について、設計及び工事の計画並びに性能維持施設の追加等のため、原子炉等規制法に基づき原子力規制委員会に対し廃止措置計画変更認可申請を行う。

主な内容は以下のとおり。

1. 高放射性固体廃棄物貯蔵庫（HASWS）におけるセル内消火設備の設置
高放射性固体廃棄物貯蔵庫において、貯蔵している廃棄物の万一の火災に対して、既存のセル内散水装置及び消火器具に加え、速やかに初期消火できるようにセル毎に温度警報装置を設置するとともに炭酸ガス消火設備を設置する。
2. 高放射性固体廃棄物貯蔵庫（HASWS）へのセル内消火設備の設置に伴う性能維持施設の追加、変更
温度警報装置の設置に伴い、性能維持施設である「温度検知装置」について、「温度警報装置」に記載を変更する。また、予備貯蔵庫及び汚染機器類貯蔵庫に新たに設置する炭酸ガス消火設備を性能維持施設に追加する。

以上